



# 熊本県公報

第11746号  
平成20年10月10日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 1
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	( // ) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	( // ) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	( // ) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	( // ) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の変更	( // ) 3
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護)	( // ) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	( // ) 4
○都市計画法に基づく区域指定	( // ) 4
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)	(高齢者支援総室) 6
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所介護)	( // ) 6
○指定居宅介護支援事業所の指定	( // ) 7
○指定居宅介護支援事業所の指定	( // ) 7
○宇城広域連合を組織する地方公共団体の数の増減、処理する事務の変更及び規約の一部変更の許可	(市町村総室) 7
○道路の区域変更	(道路保全課) 7
○道路の区域変更	( // ) 7
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)	(高齢者支援総室) 8
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護)	( // ) 8
<b>公 告</b>	
○道路の位置指定の公告	( // ) 8
○土地改良区役員の退任	(農村計画・技術管理課) 8
○三次元電子線マイクロアナライザーの調達に係る一般競争入札	(管理調達課) 8
○開発行為工事完了公告	( // ) 12
○都市計画道路(熊本駅城山線)の事業認可	(新幹線都市整備課) 12
○開発行為工事完了公告	( // ) 12
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成20年度第8回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催告知	(土木技術管理室) 13
○熊本県農業振興促進審議会の開催	(農林水産政策課) 13
<b>正 誤</b>	
○平成20年3月6日熊本県条例第2号(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)中	(人事課) 14
○平成13年12月20日熊本県条例第53号(公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例)中	( // ) 14

## 告 示

**熊本県告示第882号**  
 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
 平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類

小規模多機能事務所 ほっとはうす 水俣市浜町一丁目9 番17号	社会福祉法人ほっ はうす 水俣市浜町一丁目9 番17号 杉本 雄	平成20年 10月1日	4310700135	生活介護 就労継続支 援B型
--	--	----------------	------------	----------------------

**熊本県告示第883号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
小規模多機能事務所 ほっとはうす 水俣市浜町一丁目9 番17号	社会福祉法人ほっ はうす 水俣市浜町一丁目9 番17号 杉本 雄	平成20年 10月1日	4310700135	短期入所

**熊本県告示第884号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
社会福祉法人熊本市 社会福祉協議会居宅 介護支援事業所 下益城郡富合町清藤 405-3	社会福祉法人熊本市 社会福祉協議会 熊本市南千反畑10 番7号 吉村 一郎	平成20年 10月6日	4311520060	居宅介護

**熊本県告示第885号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
グループホーム日向 宇城市松橋町両仲間 江口原49-1	特定非営利活動法人 ジョブパートナー 宇城市松橋町両仲間 江口原49-1 岩本 浩治	平成20年 10月1日	4322700230	共同生活援助

**熊本県告示第886号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ヘルパーステーション スマイル 人吉市鬼木町936番地2	株式会社ケアマネジメント研究所 人吉市鬼木町829番地13 黄檗 好弘	平成20年 10月1日	4310600129	居宅介護

**熊本県告示第887号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人びなす会 多機能型施設るびなす 生活介護及び就労継続支援B型	事業所の所在地	玉名郡玉東町白木116-1	玉名郡玉東町二俣72	平成20年4月1日

**熊本県告示第888号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所むすび 熊本市水前寺六丁目1番38号	株式会社クオリティ・ケア ・ジャパン	平成20年10月1日

**熊本県告示第889号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所むすび 熊本市水前寺六丁目1番38号	株式会社クオリティ・ケア ・ジャパン	平成20年10月1日

**熊本県告示第890号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類

社会就労センターラ イン工房 熊本市戸島五丁目8 番6号	社会福祉法人ライン 工房 熊本市戸島五丁目8 番6号 武田 幸之助	平成20年 11月1日	4312440144	就労移行支 援（一般型）
---------------------------------------	---	----------------	------------	-----------------

**熊本県告示第891号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
居宅介護事業所 ゆ ずの郷 上益城郡山都町下市 55	株式会社 F T S 熊本市九品寺四丁目 9番3号 坂田 和也	平成20年 9月26日	4311400057	居宅介護、 重度訪問介 護

**熊本県告示第892号**

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成15年熊本県条例第31号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のとおり告示する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 区域の名称  
嘉島町犬淵地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字犬淵の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 2 (1) 区域の名称  
嘉島町下仲間地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字下仲間の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 3 (1) 区域の名称  
嘉島町上仲間地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字上仲間の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 4 (1) 区域の名称  
嘉島町高田地区

- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字上仲間の一部及び大字上島の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 5 (1) 区域の名称  
嘉島町上島地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字上島の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 6 (1) 区域の名称  
嘉島町西村地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字上島の一部及び大字上六嘉の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域を除く。）に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 7 (1) 区域の名称  
嘉島町上六嘉地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字上六嘉の一部及び大字北甘木の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 8 (1) 区域の名称  
嘉島町下六嘉地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字上六嘉の一部、大字下六嘉の一部、大字北甘木の一部及び大字井寺の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 9 (1) 区域の名称  
嘉島町北甘木地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字北甘木の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 10 (1) 区域の名称  
嘉島町笈瀬地区

- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字北甘木の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 11(1) 区域の名称  
嘉島町井寺地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字井寺の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 12(1) 区域の名称  
嘉島町三郎無田地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字下六嘉の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課
- 13(1) 区域の名称  
嘉島町鯨地区
- (2) 区域の範囲  
上益城郡嘉島町大字鯨の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日  
平成20年10月2日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所  
熊本県土木部建築課及び熊本県上益城地域振興局土木部並びに嘉島町建設課

熊本県告示第893号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
はなぞのケアセンター通所介護 熊本市花園七丁目25番23号	社会福祉法人熊本厚生事業福祉会	平成20年10月1日

熊本県告示第894号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
はなぞのケアセンター通所介護 熊本市花園七丁目25番23号	社会福祉法人熊本厚生事業福祉会	平成20年10月1日

**熊本県告示第895号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 熊本市富合町清藤405番地3	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	平成20年10月6日

**熊本県告示第896号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所むすび 熊本市水前寺六丁目1番38号	株式会社クオリティ・ケア ・ジャパン	平成20年10月1日

**熊本県告示第897号**

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平成20年9月24日付けで宇城広域連合長から申請のあった宇城広域連合を組織する地方公共団体の数の増減、処理する事務の変更及び規約の一部変更を平成20年10月3日付けで許可した。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第898号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年10月10日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡御船町大字辺田見字中道 同所	前	27.5 ～ 34.2	15.2	廃道
			後	27.5 ～ 29.0	15.2	

2 区域を変更する期日 平成20年10月10日

**熊本県告示第899号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月10日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

一般県道	小川八代線	八代郡氷川町大野字芝原 1989番2地先から 同町大野字崩迫 1764番2地先まで	114.0	単道改
------	-------	--	-------	-----

2 供用を開始する期日 平成20年10月10日

**熊本県告示第900号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 熊本市富合町清藤405番地3	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	平成20年10月6日

**熊本県告示第901号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 熊本市富合町清藤405番地3	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会	平成20年10月6日

**公 告**

**熊本県公告第706号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市中1402番地9
- 2 築造者の氏名 高松進次
- 3 道路の位置 山鹿市中字中尾1402番16及び同1402番18
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 32.26メートル
- 6 指定年月日 平成20年9月17日
- 7 指定番号 鹿本企調第7号

**熊本県公告第707号**

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
監事	蓑毛 勝清	球磨郡あさぎり町上西133番地8

**熊本県公告第708号**

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達物品及び数量



- (2) 三次元電子線マイクロアナライザー 1式  
調達物品の仕様等  
別紙「三次元電子線マイクロアナライザー仕様書」のとおり
  - (3) 納入期限  
平成21年2月27日(金)
  - (4) 納入場所  
熊本県熊本市東町3-11-38  
熊本県産業技術センター 電子分館1階試料観察室
  - (5) 入札金額  
入札金額は、本調達物品購入に係る総額とする(配送費、据付調整費等納入に要する一切の費用を含む。)  
なお、落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額(税抜金額)により入札すること。
  - (6) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設定していない。
  - (7) その他  
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、電子入札システムに利用者登録が完了していない者は、紙入札方式による入札(書面による入札をいう。)により参加できる。  
なお、入札参加者側のシステム障害等やむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、紙入札方式により参加できるものとする。  
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
  - ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成20年11月14日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに提出すること。  
ただし、受付期間の終了後も入札書受付締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
  - エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明(別紙様式1の「仕様適合証明願(書)」)による。)を受けた者であること。  
なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成20年11月14日(金)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、審査期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3の「競争入札参加資格確認申請書」の提出期限に間に合わないことがある。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

- 3 入札参加のための確認申請  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。  
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出書類及び提出方法
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
(ア) 2の(2)に係る書類(仕様適合証明願(書))  
(イ) 提出書類目録  
電子入札システムにて競争入札参加資格確認申請を行うこと。  
この際、PDFファイル等に電子ファイル化した(ア)を添付すること。  
ただし、(ア)を電子ファイル化できない場合は、(イ)を添付し、(ア)をファックス等により4の(1)に記載する場所に提出すること。
- イ 紙入札方式による入札参加の場合  
(ア) 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式2)  
(イ) 2の(2)に係る書類(仕様適合証明願(書))  
以上の書類を4の(1)に記載する場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 提出期間  
公告の日から平成20年11月19日(水)午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- (2) 仕様書等
- ア 閲覧(交付)の期間  
公告の日から平成20年11月26日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- イ 閲覧(交付)の場所  
電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札  
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成20年11月25日(火)午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成20年11月26日(水)午前10時  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課(県庁行政棟本館2階)
- (4) 開札の日時及び場所  
4の(3)のイに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札を行うこと。
- イ 紙入札方式による入札の場合  
別に定める別紙様式3(本人用)又は別紙様式4(代理人用)の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式5の「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成20年11月25日(火)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。  
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きすること。  
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。

- (3) 入札の回数  
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
再入札の時間については、原則として開札時間の1時間後に設定するので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される「再入札の通知書」を必ず確認すること。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札とする。同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札  
エ オ カ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札  
紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
は 2人以上の代理をした者の入札  
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札  
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札  
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札  
サ シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他  
仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手、銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証書でも可）を、契約保証金納入書（別紙様式6）を添えて納付すること。  
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書（別紙様式7）を県に提出したときに還付する。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（ただし、保険期間の終日は、契約期間の最終日平成21年2月27日（金）以降とする。）。  
イ 契約しようとする者が、過去2年間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。  
なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けると。  
(ア) 提出書類 契約保証金免除申請書（別紙様式8）  
(イ) 添付書類 アの場合にあっては履行保証保険証券

- イの場合にあつては履行証明書（別紙様式9）
- (ウ) 提出期限 落札決定の日から7日以内
- (エ) 提出場所 4の(1)に記載する場所
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
- (1) Name and quantity of merchandise:  
A set of three dimensions electron probe micro analyzer
- (2) Delivery deadline:  
February 27th, 2009
- (3) Place of delivery:  
Kumamoto Industrial Research Institute  
3-11-38 Higashi-machi, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-0901, Japan
- (4) Date and Place to submit a bidding proposal:  
Date: November 26th, 2008, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Deadline for bidding proposal by mail (Registered only) :  
Bidding proposal must arrive no later than November 25th, 2008
- (6) Language and currency:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese yen only
- (7) Contact Section:  
Contract Section,  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580

**熊本県公告第709号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野3081番1、同3081番3及び同3082番2  
1, 480.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡菊陽町大字津久礼3082  
中村 千代子

**熊本県公告第710号**

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があつたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成20年九州地方整備局告示第118号熊本都市計画道路事業3・4・25号熊本駅城山線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市本山二丁目9番51号
- 4 事業施行期間 平成20年9月30日から平成30年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県熊本市田崎本町、春日二丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、春日七丁目、田崎一丁目及び田崎二丁目地内  
使用の部分 なし

**熊本県公告第711号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成20年10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 上益城郡御船町大字辺田見字中道148番1、同149番1、同152番1、同153番1、同155番1、同156番1、同163番3及び水路の一部  
4, 843.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品

**登載依頼****熊本県公共事業再評価監視委員会公告第6号**

平成20年度第8回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年10月10日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成20年10月15日(水)  
13時00分から17時00分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題  
(1)平成20年度熊本県公共事業再評価対象事業について(詳細審議)  
(2)その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1)傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。  
(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理室)  
電話096-333-2490

**熊本県農業振興促進審議会公告第1号**

熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成20年10月10日

熊本県農業振興促進審議会

- 1 開催日時  
平成20年10月20日(月)  
午前10時30分から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館8階 本館802会議室
- 3 議題  
(1)農業振興地域の区域の変更について  
(2)その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県農業振興促進審議会事務局(熊本県農林水産部農林水産政策課農振班)  
(電話096-333-2365 ダイヤルイン)

## 正 誤

平成20年3月6日熊本県条例第2号（熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
9	13	作物の栽培管理	作業の栽培管理

平成13年12月20日熊本県条例第53号（公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
2	下	19	地方公営企業労働関係法（	地方公営企業労働関係法）